

社会福祉法人北星会 定 款

昭和 51 年 3 月 14 日規則第 1 号
昭 53.10.14 規則第 10 号
昭 54. 9. 1 規則第 15 号
昭 55. 3.15 規則第 18 号
昭 56.10.24 規則第 25 号
昭 58.10.25 規則第 32 号
昭 59. 8.20 規則第 35 号
昭 60. 3.13 規則第 36 号
昭 62.11.25 規則第 47 号
平元. 3.22 規則第 54 号
平元. 5.17 規則第 57 号
平 4. 3.11 規則第 66 号
平 4. 10.28 規則第 70 号
平 5. 3.17 規則第 71 号
平 6. 2.18 規則第 79 号
平 9. 3.31 規則第 93 号
平 11.11.26 規則第 112 号
平 12. 9.29 規則第 115 号
平 13. 5.30 規則第 125 号
平 14. 5.21 規則第 133 号
平 15. 5.22 規則第 138 号
平 17. 3.23 規則第 147 号
平 17. 5.20 規則第 148 号
平 18. 2.17 規則第 151 号
平 27. 7.29 規則第 187 号
平 29. 1.16 規則第 203 号
平 30. 2. 9 規則第 213 号

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人短期入所事業の経営
 - (ロ) 老人デイサービス事業の経営
 - (ハ) 老人介護支援センターの経営
- (二) 老人居宅介護等事業の経営
 - (ホ) 生活困難者に対して、無料又は低額な費用で介護老人保健施設を利用する事業の経営
 - (ヘ) 障害福祉サービス事業の経営
 - (ト) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人北星会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を京都府宮津市字宮村 1277 番地に置く。

第 2 章 評 議 員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員 7 名以上 9 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会においておこなう。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 2 名、外部委員 2 名の合計 5 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他の特殊関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の第17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が評議員総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることがあってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が150,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (6) 公益事業に関する重要な事項
- (7) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (8) 定款の変更
- (9) 解散

- (10) 残余財産の処分
- (11) 基本財産の処分
- (12) 社会福祉充実計画の承認
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヵ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第14条 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選で定める。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名が前項の議事録に記名押印する。

第 4 章 役員及び職員

(役員の定数)

第17条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち一名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、2名を業務執行理事とすることができます。

(役員の選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第19条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係のある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係のある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(理事の義務)

第21条 理事は、善管注意義務、忠実義務のほか、法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、監事へ報告する義務を負う。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状

況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第23条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(職員)

第26条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置運営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理事、監事、評議員の損害賠償責任

(損害賠償責任)

第27条 理事、監事、評議員は、社会福祉法人に対し、その任務を怠ったことにより生じた損害を賠償する責任を負う。

(総評議員の同意による損害賠償責任の免除)

第28条 前条の責任は、総評議員の同意がなければ免除することができない。

(評議員の特別決議による損害賠償責任の一部免除)

第29条 前条の規定にかかわらず、法人に対する損害賠償責任を負う理事又は監事がその職

務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、その賠償責任を負う額のうち、理事、監事が社会福祉法人の業務執行の対価として受ける財産上の利益の1年間あたりの額に相当する額に以下の数を乗じた額（次条において「最低責任限度額」という。）を超える部分については、評議員会の決議により免除することができる。

- (1) 理事長 6
- (2) 業務執行理事 4
- (3) 理事、監事 2

2 理事又は監事の責任の免除に関する議案を評議員会に提出する場合には、監事の同意を得なければならない。

(理事会の決議による損害賠償責任の一部免除)

第30条 第28条の規定にかかわらず、理事又は監事の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、損害賠償責任を負う額のうち最低責任限度額を超える部分について理事会の決議によって免除することができる。

(理事、監事、評議員の第三者に対する損害賠償責任)

第31条 理事、監事、評議員が職務を行うにつき悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、第三者に対し賠償責任を負う。

(責任限定契約)

第32条 第28条の規定にかかわらず、理事（理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）、監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について、社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金8万円以上で責任限定契約書で定めた額と社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事と締結することができる。

(理事、監事、評議員に対する損害賠償保険付保)

第33条 この法人は、理事、監事、評議員について損害賠償責任を填補する損害賠償保険を付保することができる。

第 6 章 理 事 会

(構成)

第34条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第37条 理事会に議長を置き、議長は、その都度理事の互選で定める。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があつたものとみなす。
- 3 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲渡
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な役割を担う職員の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適性を確保するために必要なものとして厚生労働省で定める体制の整備
 - (6) 第30条に定める損害賠償責任の一部免除

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資 産 及 び 会 計

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の三種

とする。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第49条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第41条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得て、京都府知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、京都府知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第45条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第46条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員の承認がなければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第48条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の三分の二以上の承認を擁する。

第 8 章 公 益 を 目 的 と す る 事 業

(種別)

第49条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 訪問入浴介護事業
- (3) 短期入所療養介護事業
- (4) 通所リハビリテーション事業

- (5) 訪問リハビリテーション事業
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員の承認を得なければならない。

第 9 章 解 散

- (解散)
- 第50条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

- (残余財産の帰属)
- 第51条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 10 章 定 款 の 変 更

- (定款の変更)
- 第52条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を経て、京都府知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を京都府知事に届けなければならない。

第 11 章 公 告 の 方 法 そ の 他

- (公告の方法)
- 第53条 この法人の公告は、社会福祉法人北星会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。
- (施行細則)
- 第54条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なくこの定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	吉岡 均二	監事	前野 金治
理事	田中 悠	監事	小林 勇二
理事	品川 源治		
理事	泰臣 孝基		
理事	福田 勝太郎		
理事	小野沢 節藏		

2. この定款は、昭和 51 年 11 月 12 日から施行する。

附 則（昭和 53.10.14 規則第 10 号）＊一部改正

1. この定款は、第 11 条（資産の区分）については、昭和 54 年 3 月 15 日から施行し、第 8 条（基本財産の処分）については、当該変更について厚生大臣の承認があった日から施行する。

附 則（昭和 54.9.1 規則第 15 号）＊一部改正

1. この定款は、当該変更について、厚生大臣の承認があった日から施行する。

附 則（昭和 55.3.15 規則第 18 号）＊一部改正

1. この定款は、当該変更について、厚生大臣の承認があった日から施行する。

附 則（昭和 56.10.24 規則第 25 号）＊一部改正

1. この定款は、昭和 56 年 10 月 27 日から施行する。

附 則（昭和 58.10.25 規則第 32 号）＊一部改正

1. この定款は、当該変更について、厚生大臣の承認があった日から施行する。

附 則（昭和 59.8.20 規則第 35 号）＊一部改正

1. この定款は、当該変更について、厚生大臣の承認があった日から施行する。

附 則（昭和 60.3.13 規則第 36 号）＊一部改正

1. この定款は、当該変更について、厚生大臣の承認があった日から施行する。

附 則（昭和 62.11.25 規則第 47 号）＊一部改正

1. この定款は、当該変更について、厚生大臣の承認があった日から施行する。

附 則（平成元.3.22 規則第 54 号）＊一部改正

1. この定款は、当該変更について、京都府知事の承認があった日から施行する。なお、第 1 条により、定款第 4 条（役員の定数）を変更することに伴い、新たに委嘱する理事 3 名の任期については、定款 19 条第 1 項の定めに拘らず、就任の日から平成 2 年 11 月 11 日までとする。

附 則（平成元.5.17 規則第 57 号）＊一部改正

1. この定款は、当該変更について、京都府知事への届け出の日から施行する。

附 則（平成 4.3.11 規則第 66 号）＊一部改正

1. この定款は、当該変更について、京都府知事の承認のあった日から施行する。

附 則（平成 4.10.28 規則第 70 号）＊一部改正

1. この定款は、当該変更について、京都府知事への届け出の日から施行する。

附 則（平成 5.3.17 規則第 71 号）＊一部改正

1. この定款は、当該変更について、京都府知事の承認のあった日から施行する。

附 則（平成 6.2.18 規則第 79 号）＊一部改正

1. この定款は、当該変更について、京都府知事の承認のあった日から施行する。

附 則（平成 9.3.31 規則第 93 号）＊一部改正

1. この定款は、当該変更について、京都府知事の承認のあった日から施行する。

附 則（平成 11.11.26 規則第 112 号）＊一部改正

1. この定款は、当該変更について、京都府知事の承認のあった日から施行する。

附 則（平成 12.9.29 規則第 115 号）＊一部改正

1. この定款は、当該変更について、京都府知事の承認のあった日から施行する。

附 則（平成 13.5.30 規則第 125 号）＊一部改正

1. この定款は、当該変更について、京都府知事の承認のあった日から施行する。

附 則（平成 14.5.21 規則第 133 号）＊一部改正

1. この定款は、当該変更について、京都府知事の承認のあった日から施行する。

附 則（平成 15.5.22 規則第 138 号）＊一部改正

1. この定款は、当該変更について、京都府知事の承認のあった日から施行する。

附 則（平成 17.3.23 規則第 147 号）＊一部改正

1. この定款は、当該変更について、京都府知事の承認のあった日から施行する。

附 則（平成 17.5.20 規則第 148 号）＊一部改正

1. この定款は、当該変更について、京都府知事の承認のあった日から施行する。

附 則（平成 18.2.17 規則第 151 号）＊一部改正

1. この定款は、当該変更について、京都府知事の承認のあった日から施行する。

附 則（平成 27.7.29 規則第 187 号）＊一部改正

1. この定款は、当該変更について、京都府知事の承認のあった日から施行する。

附 則（平成 29.1.16 規則第 203 号）＊一部改正

1. この定款は、当該変更について、京都府知事の承認のあった日から施行する。

附 則（平成 30.2.9 規則第 213 号）＊一部改正

1. この定款は、当該変更について、京都府知事の承認のあった日から施行する。

別 表

基 本 財 产 内 訳

1. 建 物

(1) 特別養護老人ホーム天橋園園舎等及び付属車庫

① イ. 所 在 京都府宮津市字宮村小字辻町 1277 番地
京都府宮津市字宮村小字辻町 1277 番地 8
京都府宮津市字宮村小字辻町 1278 番地 3
京都府宮津市字宮村小字辻町 1277 番地先
京都府宮津市字惣小字左惣鼻 420 番地 1
京都府宮津市字惣小字左惣鼻 421 番地 1
京都府宮津市字惣小字左惣鼻 420 番地 1 先

ロ. 構 造 特別養護老人ホーム天橋園園舎
(鉄筋コンクリート造瓦葺・陸屋根 2階建)
特別養護老人ホーム天橋園付属車庫
(鉄筋コンクリート造陸屋根平家建)

ハ. 床面積 特別養護老人ホーム天橋園園舎
2, 321. 29 平方メートル
特別養護老人ホーム天橋園付属車庫
29. 25 平方メートル

計 2, 350. 54 平方メートル

② イ. 所 在 京都府宮津市字惣小字左惣鼻 420 番地 1
京都府宮津市字惣小字左惣鼻 421 番地 1
京都府宮津市字惣小字左惣鼻 420 番地 1 先

ロ. 構 造 グループホーム天橋の家
(鉄筋コンクリート造ルーフィング葺 2階建中の 2階部分)

ハ. 床面積 特別養護老人ホーム天橋園園舎
150. 14 平方メートル

③ イ. 所 在 京都府宮津市字惣小字左惣鼻 420 番地 1
京都府宮津市字惣小字左惣鼻 421 番地 1

京都府宮津市字惣小字左惣鼻 420 番地 1 先

口. 構 造 宮津市在宅介護支援センター及びヘルパーステーション
(鉄筋コンクリート造スレート葺陸屋根 2 階建)

ハ. 床面積 宮津市在宅介護支援センター
88.15 平方メートル
ヘルパーステーション
54.67 平方メートル

計 142.82 平方メートル

(2) 特別養護老人ホーム与謝の園園舎及び付属車庫

イ. 所 在 京都府与謝郡加悦町字明石小字内大ふけ 80 番地

口. 構 造 特別養護老人ホーム与謝の園園舎
(鉄骨、鉄筋コンクリート造ステンレス板葺平家建)
特別養護老人ホーム与謝の園付属車庫
(鉄筋コンクリート造コンクリート屋根平家建)

ハ. 床面積 特別養護老人ホーム与謝の園園舎
2,643.85 平方メートル
特別養護老人ホーム与謝の園付属車庫
31.72 平方メートル

計 2,675.57 平方メートル

(3) 介護老人保健施設リハ・ヴィラなぎさ苑苑舎及び付属倉庫

イ. 所 在 京都府宮津市字須津小字一つ山 2268 番地 1

口. 構 造 介護老人保健施設リハ・ヴィラなぎさ苑苑舎
(鉄筋コンクリート造陸屋根ステンレス鋼板葺 4 階建)
介護老人保健施設リハ・ヴィラなぎさ苑付属倉庫
(コンクリートブロック造ステンレス鋼板葺平家建)

ハ. 床面積 介護老人保健施設リハ・ヴィラなぎさ苑苑舎
4,575.45 平方メートル

介護老人保健施設リハ・ヴィラなぎさ苑付属倉庫

35.10 平方メートル

4,610.55 平方メートル

(4) 特別養護老人ホーム天橋の郷屋舎

イ. 所 在 京都府宮津市字獅子小字デンガク谷 190 番地 4

ロ. 構 造 特別養護老人ホーム天橋の郷屋舎
(鉄骨造かわらぶき 3 階建)

ハ. 床面積 特別養護老人ホーム天橋の郷屋舎

6,537.81 平方メートル

計 6,537.81 平方メートル

2. 土 地

(1) 特別養護老人ホーム天橋園敷地

1. 所 在 京都府宮津市字宮村小字辻町 1277 番

地 目 宅地

面 積 1,450.70 平方メートル

2. 所 在 京都府宮津市字宮村小字辻町 1277 番 8

地 目 宅地

面 積 148.44 平方メートル

計 1,599.14 平方メートル

(2) 特別養護老人ホーム与謝の園敷地

1. 所 在 京都府与謝郡加悦町字明石小字内大ふけ 80 番

地 目 宅地

面 積 6,683.21 平方メートル

2. 所 在 京都府与謝郡野田川町字幾地小字山方 9 番 2

地 目 雜種地

面 積 80.00 平方メートル

計 6, 763. 21 平方メートル

(3) 特別養護老人ホーム与謝の園駐車場

1. 所 在 京都府与謝郡加悦町字明石小字内大ふけ 66 番 2
地 目 雜種地
面 積 827. 00 平方メートル

2. 所 在 京都府与謝郡加悦町字明石小字玉峠 14 番 2
地 目 雜種地
面 積 249. 00 平方メートル

計 1, 076. 00 平方メートル